

県内の外国人住民数（在留資格別）

平成24年（2012年）12月末現在 長野県国際課調べ

（単位：人）

入管法	上陸許可	就労	在留資格名	本邦において行うことのできる活動	該当例	在留期間	外国人住民数	割合		
法別表第一の一		各在留資格で定められた範囲での就労	外交	外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員等及びその家族の活動	外交官とその家族	外交活動を行う期間	—	0.2%		
			公用	外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者及びその家族の活動	領事館の事務職員とその家族	5年、3年、1年、30日又は15日	—			
			教授	大学等及び高等専門学校における研究、研究の指導、教育	大学教授	5年、3年、1年又は3月	48			
			芸術	収入を伴う芸術上の活動（「興行」における活動を除く）	作曲家 画家	5年、3年、1年又は3月	1			
			宗教	外国の宗教団体より本邦に派遣された宗教家の行う宗教上の活動	僧侶 牧師 神父	5年、3年、1年又は3月	87			
			報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う報道上の活動	新聞記者 報道カメラマン	5年、3年、1年又は3月	0			
法別表第一の二		要省令基準適合	投資・経営	本邦において貿易その他の事業を開始若しくは投資・経営する活動	外資系企業の役員・管理職	5年、3年、1年又は3月	77	0.2%		
			法律・会計業務	外国法弁護士・公認会計士等の活動	弁護士 公認会計士	5年、3年、1年又は3月	0			
			医療	医師、歯科医師等の法律上資格を有する者が行う医療に係る活動	医師 歯科医師 薬剤師 看護師	5年、3年、1年又は3月	11			
			研究	公私の機関との契約に基づき行う研究活動	公立研究所の研究者	5年、3年、1年又は3月	14			
			教育	小中高校等及び専修学校、各種学校等における教育活動	語学教師 AET	5年、3年、1年又は3月	183			
			技術	理学、工学の知識を要する業務に従事する活動	コンピューター技師	5年、3年、1年又は3月	252			
			人文知識・国際業務	人文科学の知識を要する業務及び外国の文化・感受性を要する活動	通訳・翻訳者 CIR	5年、3年、1年又は3月	453			
			企業内転勤	本邦に拠点をもつ機関の職員が行う技術、人文知識・国際業務の活動	外国企業の本邦事務所への転勤	5年、3年、1年又は3月	40			
			興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動	歌手 CM出演 スポーツ選手・トレーナー	1年、6月、3月又は15日	11			
			技能	産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する活動	調理人 ソムリエ ペルシャ絨緞加工師	5年、3年、1年又は3月	436			
法別表第一の二		個別	技能実習1号イ	本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員等が、雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動	技能実習生	1年、6月、その他	131	0.4%		
			技能実習1号ロ	営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動			1,065		3.4%	
			技能実習2号イ	1号イで技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動			29			0.1%
			技能実習2号ロ	1号ロで技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動			2,078			
第一の三		就労不可	文化活動	収入を伴わない学術上、芸術上の活動	生け花 茶道 空手	3年、1年、6月又は3月	9			
			短期滞在	短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親善訪問、業務連絡	観光 親族訪問	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	—			
第一の四		要省令基準適合	就労不可	留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	1,126	3.6%	
				研修	本邦の公私の機関において技術、技能または知識を習得する活動	研修生	1年、6月又は3月	48	0.2%	
				家族滞在	前記の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつ者の家族の日常活動	留学生の配偶者 大学教授の子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	855	2.7%	
第一の五		個別	特定活動	法務大臣が個々に指定する活動	高度研究者、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月、その他	310	1.0%		
法別表第二		活動制限なし	永住者	法務大臣が永住を認める者		無制限	12,183	38.8%		
			日本人の配偶者等	日本人の配偶者、特別養子、日本人の子として出生した者		5年、3年、1年又は6月	4,549	14.5%		
			永住者の配偶者等	永住者（協定永住等を含む）の資格で在留する者の配偶者、その子		5年、3年、1年又は6月	405	1.3%		
			定住者	法務大臣が特に認める者	日系2世・3世 インドシナ難民	5年、3年、1年、6月、その他	4,408	14.0%		
制限なし			特別永住者	平和条約国籍離脱者及びその子孫（入管特例法）		制限なし	2,554	8.1%		
			その他	取得手続き中			35	0.1%		
合計							31,398	100.0%		